

令和3年4月理事会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月26日（月） 15時00分 ～ 16時44分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 安 原 三 紀 子 |
| 同 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 助 川 正 博 |
- 4 議 題
- 1 議事
社会保険診療報酬支払基金保有資産活用基本方針（案）
 - 2 報告事項
 - (1) 審査支払の在り方に関する検討会
 - (2) 令和2年度監事監査振り返り及び令和3年度監事監査計画
 - (3) 令和3年度内部監査計画
 - (4) 令和3事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び予算の認可
 - 3 支払基金改革の進捗状況
 - 4 定例報告

- (1) 令和3年度前期高齢者納付金徴収額等決定状況
- (2) 令和3年2月審査分の審査状況
- (3) 令和3年3月審査分の特別審査委員会審査状況
- (4) 令和3年3月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

それでは、ただいまから理事会を開催する。

本日の理事会の議事録署名者として、長尾理事、遠藤理事にお願いする。

本日は、被保険者代表の福田理事が欠席である。

また、松本純一理事は遅れてWebで参加される。

現時点で、理事会の構成員である理事長、理事総数15名のうち13名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、本理事会から出席している公益代表の山本光昭理事からご挨拶を申し上げます。

(山本理事挨拶)

(理事長)

また、4月1日付の人事異動により、審議役に綿引と加瀬が就任したので、紹介をさせていただきます。

(綿引審議役挨拶)

(加瀬審議役挨拶)

(理事長)

それでは、議事に入る。

昨年3月31日に公表した「審査事務集約化計画工程表」では、既存事務所の活用について、「令和2年度に基本方針を取りまとめ、令和3年度にその基本方針に沿った資産の活用方策に関する計画を策定する。」ということとされていた。本日は、「社会保険診療報酬支払基金保有資産活用基本方針」について、お諮りしたいと思う。

それでは、資料に沿って事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「社会保険診療報酬支払基金保有資産活用基本方針（案）」について、基本方針策定の背景と目的、保有資産の現状、大規模修繕の実施状況、宿舍の状況及び事務所活用の判断基準等を説明。

（理事長）

それでは、ただいま説明させていただいた保有資産の活用基本方針（案）について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

（被保険者代表理事）

本日も説明いただいた基本方針からずれるかもしれないので申し訳ないが、4ページに載せていただいた各事務所の年数は30年前後ということで、それなりの年数が経っていると思う。今すぐということはないかもしれないが、耐震強度とかBCPの観点から各事務所での業務の継続性ということも併せて整備をいただくことも大事なのではないかと、この資料を拝見しながら思ったので、本筋の内容と違う意見で申し訳ないのだが、少し発言させていただいた。

（理事長）

ご指摘に感謝申し上げます。BCPについては、現在一部見直しを行っているので、改めて整理をして、またご報告をさせていただければと思う。

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

（被保険者代表理事）

質問なのだが、議案書1を見ると、4ページのところに、これまでの大規模修繕の実施状況というのが出ているが、何でこんなに修繕をしなかったのかなと思う。今BCPという話があったが、防水とか電気設備とかは、仕事をしていく上での基本的な部分で漏水とかあったら危険だし、なぜ7割も実施していないのかと思うのだが、その辺どういう考え方だったのかを教えていただきたい。何かもう既にこの計画を作る前から、もうやめようと思っていたから、そのまま放置していたというようなことなのか、少し信じ難い感じがするので、教えていただきたい。

（事務局）

建物の修繕というのは、大規模修繕と年度ごとに行う緊急的な修繕と二つに分かれており、屋上防水のような大規模な修繕というのは非常に高額なものであるため、積立金をしっかり積み立てた上で計画的に5年間の計画

を立ててやっていくというふうになっている。

計画的な大規模修繕は、平成29年度から事務所の集約等が見込まれたので凍結はしたが、もともと大規模修繕というのは長期的な計画を持ってやったということである。

一方、今、被保険者代表理事が指摘されたように、職場環境で緊急的なものというのは、単年度に修繕経費を計上したうちから緊急的に行っていく。中長期でやるもの、それから短期的にやるものと両面で維持管理を行ってきたというのが支払基金の考え方ということになっている。

(被保険者代表理事)

大規模修繕は当然長期的に計画を立てて行っていくし、防水は建築当初は少し長めだとしても、10年ごととか行っていくのは基本だと思う。それが未実施というのは、どういうふうに見れば良いのか。何を、どういう考えで未実施とされているのかも分からないし、何で計画的に行わなかったのかというところがよく分からないのだが、もう一度教えていただきたい。

(事務局)

当然、計画的に行うということをしたとは考えているが、財源にも限りがあるので、建物調査を行った上で、緊急性の高いものから順番に中長期の計画を立てて、年度ごとにやっていったということが実態で、その29年度辺りから少し計画の凍結というのがあって未実施額が少し多くなってはいるが、もともと緊急性の高いものから、費用がかかるものから順々にやっていくというふうに考えていた。現在の支払基金の集約の状況とか置かれた状況から、未実施分が多くはなっているが、現状としてはこういうことで基本方針を立てたので、これに沿ってもう一度改めて計画を立てていきたいというふうに考えている。

(理事長)

今、事務局からご説明したが、これまで単年度の支出を抑えるという観点から修繕費についても極力抑えるということで、前に建物調査を行ったのは、かなり古い調査であった。かなり前に建物調査を行っているが、長期で本来行うべきだが、支出を極力圧縮すべきだということから、大規模修繕等については行ってこなかったということかと思っている。

また、29年からは、集約の方針が示されたということもあって、一部凍結していたということである。

ただ、今回全体的に保有資産について、基本方針に従って整理をさせていただいたので、30年を超えたところについては、必要最小限の修繕をして、できるだけ老朽化したものから順次売却して新規事務所を賃借してい

くということであるが、30年未満のものについては、極力必要な修繕を行った上で継続使用していくという大枠の方針というものができたので、今後は、この方針に従って計画的に必要な修繕をさせていただくように、保険者の皆様にもご理解をいただきながら、そのように進めていきたいというふうに考えている。

逆に、今回こうした方針をしっかりと作ったので、移転売却するものについては必要以上の費用をかけず、継続使用するものについては必要な修繕はしっかりとさせていただくということで、保険者の皆様のご理解を得ていきたいというふうに考えている。

(被保険者代表理事)

この間の支出を減らすというような要請が強くあったというようなこともあって、こういうような状況になっているということだと思うが、やはり、ここにも今回書いていただいているように、必要な修繕は行うということで、事業の継続ということを大切に考えていく必要があると思っていますので、そういった点、支障がないように、是非お願いします。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(保険者代表理事)

本日は、ただいま、理事長からもお話があったが、本日は基本方針をこの場でお諮りになったということで、内容について私なりに一定の理解はしたつもりである。

事務所、審査事務センター、それから築30年未満、30年以上という事務所の切り分け、さらに宿舎と研修センター、これらをどのような基本的考え方で今後運営していくのか、修繕していくのか、あるいは住み変えるのか、ということだと思うが、スライドの7ページで今後のスケジュールを記載していただいている。あくまで仕事の進め方として、本日の理事会でこの基本方針を付議されているわけだが、今後、実際に大規模修繕計画を策定し、あるいは移転売却の方針を策定するといったような具体的なアクションがこの基本方針に基づいて行われることになる。

さらに、宿舎の売却、あるいは、本日はあまりご説明がなかったが、100名規模収容できる研修センターをどのように持っていくかと、これを今年度かけて検討されるということであった。

今後、具体的なアクションの前後で、この理事会の場等ではどのような形で、報告あるいは審議されるのか。かなり多岐、多様に及ぶ保有資産だと思うので、これらをどのように決議して進められていくのかという、仕

事の進め方について、お考えをお聞かせいただきたいと思う。

(事務局)

本日、この後、審査事務集約への進捗についてお話を申し上げるが、その中でも既存事務所の有効活用というのがあるので、そういったところでももちろん定期的にご報告はするが、こういった資産の活用等については、まずは、その保険者の皆様方の財源に係ることであるので、丁寧に説明をして、今言った3か月ごとの報告と併せて、必要に応じて本理事会でも報告をしてまいりたいというふうに考えている。

(理事長)

お手元の資料の7ページ目にスケジュール表が出ているが、修繕を行うための建物調査を今年度行い、また、賃貸ニーズがあるかどうかという調査も行う。大規模修繕とか移転売却について、一気に全部をやるということになると非常に一時期に費用がかさむということになるので、計画を立てて費用の平準化を図りながら進めていく必要があるというふうに考えているので、当然この大規模修繕計画であるとか移転売却の計画を策定するという際には理事会にもお諮りして、理事の皆様のご理解を得ながら進めていきたいというふうに考えている。

(保険者代表理事)

了解した。

適宜、適切なタイミングで審議の場を設けていただけるとのことなので、よろしく願います。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(保険者代表監事)

今、保険者代表理事が言われた話とつながるのだが、7ページの、今、理事長がご説明いただいたもので私も多分そうだろうなということで納得した部分もあるが、このスケジュール表を見ると、今までの説明の中で、事務のセンター化、集約化というのが令和4年、2022年10月に移転と安易にイメージを持ってしまう。そうすると、この修繕であるとか移転、引越し等そのものが、この日を境に一気にというふうな誤解を招くものであることから、あくまでも方針を策定した上で優先順位をつけて、急がなくてはいけないところから修繕をしながらという、そういうような意味合いと理解すれば良いか。

(事務局)

そのとおりである。

ただいま理事長の答弁にあったが、そういった優先順位をつけてやっていきたいと考えている。

(保険者代表監事)

この辺りの説明の仕方を間違えると、集約だとかそういったものは当然進んでいくし、物理的に組織移動がかかって、人事の異動もあるわけなので、その辺りも上手にやっていかないと混乱を招くのではないかというのが、ちょっと心配だなと思ったので発言させていただいた。

もう1点は、レイアウトを引いて、それから当然、細かい話だが、いろいろな什器を動かしたりとか書類関係も移したりとかいう意味で、冒頭事務局の方から外部のコンサルをというお話をいただいたもので、なるほどと思って聞いていたが、このコンサルの契約の中身である。要するに、まず前段階の調査だとか、そういったものから始まって、その後に具体的なレイアウト、移設、引っ越し等々、いろんな意味でどこまで外部の力を借りるのか、自前の皆さん方はどのような体制でやられるのか、こういう全体のフレーム、工程表みたいなものは、ある程度詳細に作っていかないと、さっきのようなことも踏まえた上で、混乱があるのではないかと少し私的に思ったので、コンサルの内容としてはどういうところまでの外部契約をされているかというのは、お答えできる範囲内で結構なので、お願いしたいと思う。

(事務局)

こちらの審査事務の集約に係る業務では、課題ごとにプロジェクトという位置づけをして専門のチームを作っているのだが、不動産の活用については信託銀行にコンサルティング契約をした上で計画の策定からどのようなものが懸念されるかということをお細かくアドバイスをいただいて、検討している。

具体的には、移転候補の物件の選定とか確保に向けて注意しなければいけないところ、それからそういった不動産オーナーとの直接的な交渉についてアドバイスをいただきながら検討を進めている。建物の集約とか移転とか改築の検討について直接プロジェクトチームに助言をいただいているということである。

(保険者代表監事)

私も企業経験のときに、本社移転とかをやったことがあるのだが、相当

パワーが要るので、この辺りも十分注意しながらやっていただければと思う。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

先ほど来のご質問とかご意見を聞いている中で、一つ確認をさせていただきかかったのが、来年の4月から8月に予定をされている移転売却の方針策定についてなのだが、今回この活用の基本方針を策定されて、その中で一定程度のどういうふうの基本方針をしていくかというのをそれぞれされている中で、築30年以上の審査委員会事務局が置かれるところについては建物の状態が悪い事務所から新規移転事務所への移転売却はするということの方針が示されているが、ただ、その中で審査事務集約時は既存事務所を使用と、これもどの程度来年の10月からかかっていくのかということも含めて、まだ見えてない部分もあるということで、こういうことになっていると思うし、一方で、30年未満であっても新しく借りたほうが安ければ、そっちのほうにということも考えていくと、先ほど口頭でもあったところもあると思うが、この来年の4月から策定をされる予定の移転売却のほうの方針というのは、今の時点でどのような方針というぐらいをここで決めようというふうに考えられているのか、今の時点で何かお考えがあればお聞かせいただければと思う。

(事務局)

恐らく30年で線を引くというところがあまりにも紋切りの、いろいろな修繕の状態とか建物の状態がいろいろあるのではないかとご懸念をされているのではないかと思う。

一般的には、今ご説明したように30年が建築に係る大規模修繕のタイミングの相場としているので、そういったことからこういった判断をさせていただいたが、ご指摘のとおり実際の建物は、30年を超えていても大規模修繕を行って間もないものもあれば、30年未満のものでも多くの修繕が見込まれることもある。したがって、今後、計画的な建物調査を行いつつ、30年以上の建物についても目視等で状態を確認することをしており、単純に年数だけではなくて、個別の実態も丁寧に把握の上、移転売却計画を策定するというようなことを考えている。

(理事長)

お手元の議案書1の18ページの移転売却の方針策定(3)のアのところ、

移転売却方針で何を定めるのか書いてあるが、移転売却の候補とする事務所や優先順位などの考え方を整理するということである。

今、事務局のほうから申し上げたとおり、築年数というのもそうかとは思いますが、老朽度もあり、前に修繕して手を加えてから経過年数が少ないところと、比較的築年数が新しくても長く修繕していないところは、いずれ大きく手を加えなければいけないのであれば早く売却しなければいけないということもある。

また、移転する場合には移転先物件の確保ということも必要になってくるので、具体的な物件がなければ、これは移転させていくこともなかなか難しいので、具体的な物件の確保の検討もしていく必要があるので、そういうことを総合的に勘案して、まずは考え方をしっかり整理した上で、今の計画では移転時にかなり費用がかかるので、最低3年は使った上で令和6年に計画を作った上で、令和7年に準備をして、令和8年以降具体的な移転売却をしていくというような考え方で、まず、その考え方の部分をしっかり整理したいということである。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

(理事長)

他にご質問、ご意見がないようなので、いろいろご指摘をいただいた意見については、今後、基本方針に従って具体的な計画を策定していく段階で、ご意見を踏まえて進めていきたいというふうに考えている。

お手元にある資産活用の基本方針案について、原案のとおり決定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

(理事長)

それでは、原案のとおり決定させていただきたいというふうに思う。

また、必要なときには、具体的な方針、計画を理事会にお諮りしながら進めていくようにしたいというふうに考えている。

それでは次に、報告事項の(1)であるが、厚生労働省に設置された「審査支払機能の在り方に関する検討会」について、昨年9月から今年の3月まで、計8回にわたって開催をされて、3月の末に報告書と「審査支払機能に関する

る改革工程表」というものが取りまとめられている。ここで、その検討会について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

「審査支払機能の在り方に関する検討会」について、審査支払機能の在り方に関する検討会の報告及び審査支払機能に関する改革工程表の内容を説明。

(理事長)

ただいまの「審査支払機能の在り方に関する検討会の報告」、「改革工程表」について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

審査支払機能について、国保と整合的に行っていく目的は最初の9ページ、スライドの9のところに書いてあるようなことだとは思っている。不合理な差異の解消については理解してきているつもりだが、②のところの国保連のシステムとの整合的は良いとして、効率的な在り方ということで、効率的にうまくいくのかというところがまだ、こういった言葉で出てきて十分イメージができない。今回、受付領域と審査領域と支払領域ということで整理されていて、受付領域というところは一緒にやるということなのだが、審査領域で費用が下がるとなっている。下がる効果の精査をするということなのか。あと、支払いのほうについても。どうしてそういう形になるのかというのが、イメージが湧かない。基金の側では、今年9月に向けてシステムの開発も行ってきたというところで、またここで、この国保連と合わせるためにシステム更改が必要になるというように想像できる。かなりお金がかかるのではないかと。

この審査領域を共同で利用したり、支払領域を一緒にやったりすることが、結果的には長期的に見ると安上がりになっていくからやるんだというように、それで正当化できるということになるように見えるので、どうすれば、そうやって費用がかからなくなるのかというところを少し説明していただきたい。具体的に金額でということではなくて、どうして一緒にやると安くなるのかというところを少しイメージできるようにご説明いただけないかと思う。

(事務局)

整合性と効率性の効率性についてのお尋ねだというふうに思う。

ご指摘のとおり、支払基金のシステム開発が今年9月にリリースされる。

そういう意味では先行しているわけである。社保のシステムで約230億円という多額の費用を投資しながら今までこれまで取り組んできたということである。

それは、基金で取り組んできたが、一方で国保のほうも、いずれシステム更改のタイミングがかかってくるわけであって、基金のほうのシステムのロジックも見ながら、国保は非常に大変さはあると思うが、そういう審査の流れをそろえるという方向から見れば、システムはそのような開発を進められるのではないかという考え方はあるのだろうというふうに思う。

それで、この両機関のシステムの効率性をどういうふうに考えるのかということであるが、これは報告書の本体の7ページを見ていただくと、今申し上げたようなことを受けて、両機関、双方の審査支払業務が総合的かつ効率的に機能するために、支払基金において先行して行われたシステム刷新の成果も踏まえたというふうに、それでより安価で高品質なシステムの共同利用を推進する必要があるというふうにまとめていただいている。

先行した基金のほうから見ると、国保との共同利用を踏まえた共同開発を考えた場合に、追加のシステム投資が必要となる可能性もあるが、その点については、また報告書の9ページをご覧いただきたいと思うが、具体的な今後の検討、あるいは作業のスケジュールを考えるに当たって、技術的な実現可能性や一時的に生じる追加費用、共同化等による中長期的費用の抑制効果の精査を行い、要は基金と国保サイドで同じようなそういうシステムを組むのであれば共同で開発したほうが中長期的には抑制効果というものも生じるであろうことを前提に、その費用の精査をしつつ、基金のほうの先行開発の成果も踏まえて、中長期的には費用抑制効果の精査を行いつつというセットでこの報告書をまとめていただいたというふうに考えている。

したがって、それぞれの機関でのシステム開発は、かなりの費用を要するというのも事実だと思う。今回そのシステムについても、効率性という観点から今後を見据えた工程が定められたというふうに受け止めている。

(被保険者代表理事)

1個目のほうの議論した組織の再編の話にも関係するが、システム開発は1回決めたことがなかなか変えにくい大きいプロジェクトであり、巨額の費用がかかるものなので、やはり費用対効果を考えていただいて、こちらの側の検討実施状況というのをきちんと踏まえてやっていただくということが必要だと思う。今後、そういった検証というのはどうやってやるのか分からないが、是非支払基金側での取組ということを十分理解してもらうように働きかけをしていただきたいと思う。

あと、もう一つ、この審査支払機能の在り方に関する検討会報告書の説

明になかった部分なのだが、テキスト版の12ページ、13ページのところに在宅審査というのがある。在宅審査についても推進する必要があるということが一つの丸に書いてあり、職員の働き方の観点からの両面から推進と書いてあるので、多分、在宅審査と在宅審査事務ということも含めての検討、推進ということが必要なのだらうと思う。

先ほども申し上げたような組織の変更というのがあるというのは分かってはいるが、やはりこのコロナ禍でも働き方はどんどん変わっていることはこの場でも何回も言っている。そういったことを踏まえると、在宅審査、在宅審査事務は、積極的に考えていく必要もあるんだらうと思う。全部の業務ができるわけではないのは当然だが、検討はしていく必要があると思う。高崎では事務所間でやっていると思うが、さらに一歩進めた検討も必要だと思うので、是非検討をお願いしたいと思う。

(事務局)

報告書本体の12ページ目から13ページ目にかけて、在宅審査、これは職員と審査委員双方の観点からの、大きくは推進する必要があるということと、課題を解決するということと、試行実施を経て推進するべきであるというまとめということでされている。それに沿って基金も対応してまいりたいと考えているが、まず、在宅審査という点でいくと、先行確保した群馬での高崎の分室なども活用して、前橋の支部と高崎の分室という体制が3年度整ったので、そこで遠隔での審査及び審査事務の処理に加えて、在宅の審査あるいは在宅の審査事務ができないかということで、今、準備を進めているという状況である。

いずれにしても、この12ページの丸三つで方針をまとめているので、これに沿って当基金としても現実的な対応という形で取り組んでいく必要があると考えている。

(理事長)

システムの開発について言うと、この9月に稼働予定の支払基金の審査支払新システムというのは、約230億円の費用と相当程度の期間をかけて開発をしている。

共同開発をして稼働を目指す2026年4月に向けてということになると、2021年9月の稼働時から4年半しかないということになるので、通常でいうと4年半で新しいシステムを切り替えるというのは費用対効果に見合わないのだらうというふうに考えられるので、その点、今もオンライン請求システムや基本マスターという、傷病名マスターであるとか医薬品であるとか医療材料といったマスターは支払基金で開発をして、国保側と共有することによってレセプトの枚数によって費用折半することによって運用経費を

かなり抑えているということがある。

したがって、先ほど本体の9ページに書いてある意味を分かりやすく言えば、支払基金としては、費用と期間をかけて新しいシステムを開発するわけだが、共同開発するということで一時的に生ずる追加費用ということは、共同開発してまた開発費用がかかるというかかり増しの費用と、今申し上げたような共同化によって中長期でかなり費用が抑えられるという点を比較考慮して、費用負担者である保険者の皆様のご理解を得ながら進めていくということが書かれているということであって、費用対効果を度外視してみんな共同開発すると書いてあるわけではなくて、そういう意味では常識的な費用対効果をしっかり検証しながら共同開発を進めていく必要があるというふうに考えているので、ご指摘の意見は十分踏まえて、私どもも十分認識しているのです、そのように進めていきたいというふうに考えている。

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

他に、ご質問、ご意見等がないようであれば、報告事項(2)「令和2年度監事監査振り返り及び令和3年度監事監査計画」について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

それでは、スライド14ページをご覧くださいと、まず、令和2年度の監事監査についてであるが、昨年度の理事会にてご報告のとおり、6月に決算監査と業務監査を実施している。

決算監査については、法令・規程等に基づき、適正に処理されていることを確認している。

業務監査は、既存業務の効率化・標準化、ICTの活用、業務執行及びリスク管理における実効化に向けた取組につき指摘を行っているところである。

支部監査については、コロナの影響もあり3支部につき実施し、庶務・経理関係については、物品・書類管理の改善の必要性と業務・審査関係における事故・誤処理への対応とマニュアル等の改善、定着に向けた取組につき指摘を行っている。

スライド15ページをご覧くださいと、常勤監事が行う支部モニタリングは、10支部につき実施した。いずれの支部についても審査委員・医療顧問と職員が協力しながら審査実績の向上に向けた取組を行っていることを確認している。

続いて、スライド16ページをご覧くださいと、令和3年度の監事監査計画の監査方針については、監事として公正中立な態度で、業務の適正かつ効率的・効果的な運営並びに会計経理の適正の確保に努めること。そのために、監事相互の連携、監査部、内部統制部門、会計監査人との連携を図り、諸会議への出席や文書の閲覧等を通じて実態把握と各種リスクの予知に努め、課題があれば積極的に提言を行うことを述べている。

監査計画に関する枠組みについては、昨年度と同様である。

業務監査として、本部監査、支部監査、支部モニタリング、そして決算監査を予定している。

なお、コロナの状況が不透明なので、具体実施に当たっては、この点を踏まえた対応を適宜図っていくことにしている。

スライド17ページをご覧くださいと、監査事項と監査における留意事項の重点監査項目については、過年度からの継続性も踏まえ6点を挙げているが、組織集約を1年半先に迎えた今年度の年柄も踏まえ、基金改革の進捗状況の確認については、とりわけ留意して行ってまいりたいというふうに考えている。

(理事長)

それでは、ただいまの令和2年度の監事監査の振り返りと令和3年度の監事監査計画について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(保険者代表理事)

意見として申し上げる。この後、内部監査の話もあると思うので併せてご認識いただければと思うが、令和3年度は業務自体が様々に盛りだくさんであろうと思う。冒頭にあった保有資産活用方針に沿った種々の検討もそうであるし、後ほど出てくると思うが、審査事務の集約に向けた取組み、これらいずれも令和3年度は非常に重要な時期だと考える。

審査事務集約の中では、例えば職員への対応といったようなことも山場を迎える、そういうタイミングになるかと思う。

監査を行われるに当たって、従来からの定例部分としてしっかり定点観測するという意味での監査は当然必要かつ大切だと思うのだが、ルーティン部分を極力効率化しつつ、こういう時期に合わせた監査、すなわち職場、本部・支部、個別の職場とも変化への対応が大変になることが想定されるため、そこへのサポートとなるような監査を意識されることが非常に重要ではないかと考える。過度に定型にこだわらずにお願いできればと思う。

(公益代表監事)

貴重なご意見に感謝申し上げます。

今年、来年と基金もこれまでにない変革の年柄であり、どのような事態が起り得るか、あるいはどのようなリスクが想定し得るのかということについて十分にプロセスを経て検討していくことが重要になってくるかと思っている。

したがって、監事としても、結果もさることながら、やはりどれだけのプロセスを経て行っているか、先ほど仰った職員への対応についてもやはり一番大事なのは丁寧な説明と何度も意見を聞くというプロセスだと思うので、この辺りを留意しながら監事の業務を行ってまいりたいと思う。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(保険者代表理事)

ご説明ありがとうございました。

保険者代表理事が仰ったように、今年は大変重要な年ということもあって、この監査の取組の結果の職員への周知というか、フィードバックというのはとても大切だろうと思う。特に今年の6月から、来年10月に向けての意向調査を実施されるということである。今、支払基金それぞれの本部・支部等々を通じての時期、それは職員、審査委員の方々も共通して情報を共有して、この一大プロジェクトに当たっていくということが必要だろうというふうに思う。

したがって、先ほど説明があった2年度の監査結果とか、それから内部監査等々についても、各支部の事情はあるかと思うが、供用すべきものかどうかというのは多分あると思う。例えば、昨年ではハラスメント等々も起きたということもある。そういったことの再発防止等々を踏まえた、例えば職員の研修の中に入れるとか、そういうようなことをもう行っているかもしれないが、特に今年は大事だということもあるので、そういったことを心がけていただければなというふうに思う。

(理事長)

監査については、監事監査だけではなくて、内部監査についても併せたご意見をいただいているようなので、まず、内部監査についても、令和3年度の内部監査について説明をさせていただいて、その後、全体を通じて監査についてご意見があればまたそれをお伺いするということにさせていただいたほうがいいのかと思うので、報告事項の(3)「令和3年度内部監査計画」について、事務局から報告をさせていただいて、その後またご意見があればお伺いしたいと思う。

-----事務局から資料説明-----

「令和3年度内部監査計画」について、監査方針、今年度の新たな方針及び内部監査における本部の対象部署、支部の選定及び内部監査の範囲を説明。

(理事長)

それでは、ただいまの内部監査と先ほどご説明があった監事監査を含めて、令和3年度の監事監査、内部監査について、全体を通じて、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

基金の業務もかなりコンピュータシステムによる業務の比重が大きくなってきていると思うが、こういったコンピュータシステムの業務についての監査はどのように行われているのか。業務が的確、適切に行われているかというようなこと、また、システム開発に当たっても委託先の民間の事業者適切にやってもらえているのかというようなことを確認するとか、いろいろ監査というような観点からも必要になる点があると思う。厚労省のC O C O Aのプログラムの開発でも不備があったことを厚労省が分からなかった、知らなかったとか、IT戦略室のほうも気づいていないとか、放置していたとか、あと、ワクチンの接種台帳についてのシステム化についても各省が違うことを言ったりとか、ガバナンスがどうなっているのか分からなくなってきたようだ。基金の中でシステムの開発や運用の業務について、監査の面で工夫が考えられているのか、また、外部の監査なりでも何か工夫があるのか教えていただきたいと思う。

(事務局)

今ご質問をいただいたシステム全体の監査、そして、情報セキュリティの部分も含めた監査についてお話をしたいと思う。

個人情報を含む医療関係情報の管理については、支払基金としても大変重要な任務であるというふうに認識をしている。

システムの監査、情報セキュリティの監査の部分については、まずは基金の内部に情報セキュリティ委員会というのを設置しているが、その情報セキュリティを管理者である本部や支部の職員がきちんと管理をしているかどうかということを確認するとともに、当然ながら情報セキュリティポリシーの遵守というものも徹底したいと思う。

そして、システムの監査の部分についてはであるが、当基金にはシステム部セキュリティ対策課があるが、そちらのほうで外部の専門の業者によっ

て情報セキュリティに特化した監査というものを実施している。

また、インシデントが発生した場合になるが、そういった場合の対応として、専門知識、経験を有する外部の専門家を情報セキュリティ責任者として採用しており、インシデントが発生した場合に対応していただいているという状況である。

また、このセキュリティ対策課のほうでは、定期的に職員への教育訓練というものを実施している。

このセキュリティ対策課の監査とは別に、情報化企画部というところで現在、オンライン資格確認、中間サーバー、そういったものについても運用保守、運用を行っているが、その点に関して、中間サーバーのほうは昨年度は監査を実施していないが、一昨年は中間サーバーの情報セキュリティ監査というものを実施しており、オンライン資格確認システムのほうについては、まだ、今プレ運用中というところで本格運用になっていないので、今年度以降の監査というものも検討していると担当のほうから聞いているので、そういった部分も含めて実施をしていく。あと、私の監査部においては、そういったシステムの監査とか情報セキュリティの監査など、そういった状況も含めて、本部・支部ともにどのようにシステムを運用しているのかということについて、横断的に見ていきたいというふうに考えている。

(事務局)

システム関係を含めて、セキュリティも担当しているので申し上げるが、本部のシステム刷新全体を含めて、基金が携わっているというか、開発を行っているシステム関係のガバナンスであるが、これについては、現行、全てのシステムについてはシステム部で一元的に管理をしていくという体制を整えている。

加えて、これらの内容については、基金に特別技術顧問ということでCIOとして責任のある者を配置した上で、なおかつ、システム開発そのものについては、先ほどお話があったが、全ての業務要件、あるいはシステム開発の企業の仕様関係、設計を含めて、こちらのほう、厚労省のほうにも確認はいただいております、同時に、先ほどお話があったデータ、IT戦略室にも全ての内容をご覧いただいている。その中で、開発の進捗も含めてお話をさせていただいております、今回の特に大がかりなシステム刷新については、滞りのない形で現在開発を進めている最中になる。

当然、その中の監査項目についても、ポイントポイントでは必ずご覧いただいた上で、これで進捗、進めてよろしいという回答をいただきながら進めているという状況になる。

(被保険者代表理事)

基金の内外含め、いろいろな目が入っているということが分かった。いろいろな人が関与しても抜け落ちが露呈していたりする例もあるので、責任体制がちゃんと確保されるように、監査業務もきちんと行っていただきたいということを改めて申し上げる。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、監査計画について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

他に、ご質問、ご意見がないようであれば、次の報告事項に移る。

スライド23をご覧いただきたいと思うが、「令和3事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び予算の認可」についてご報告する。

スライド23にあるように、令和3事業年度の支払基金の事業計画、審査支払会計及び保健医療情報会計予算については、2月、3月の理事会で議決をいただいた。また、前期高齢者特別会計予算等の特別会計、財政調整等の特別会計の予算についても3月の理事会の議決を経て、それぞれ厚生労働大臣宛認可申請を行ったところ、3月30日までに全てご覧のとおり、認可を受けていることをご報告させていただく。

なお、3月31日にプレスリリースを行っていることを申し添える。

続いて、議題の3「支払基金改革の進捗状況」について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

「支払基金改革の進捗状況」について、審査支払システムの構築、既存のコンピュータチェックルールの見直し、審査結果の差異解消の取組、組織体制及び新規事務所の確保状況を説明。

(理事長)

それでは、ただいまの支払基金改革の進捗状況、3か月置きにご報告をさせていただいているものであるが、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(保険者代表監事)

1点ちょっと質問というよりもお願いというか、今、事務局からご説明いただいた部分は、審査事務の集約ということにある程度集約というか、特化した進捗報告という理解なのか、教えていただきたい。今日の、3か月、今、理事長が仰った改革の進捗報告というタイトルになっていて、私が気になったのは、前も健保連に来て説明していただいた時にお願いしたのだが、一番最初に支払基金の業務効率化・高度化計画工程表というものが出た時に、平成29年、2017年の時に大きな単元で五つの単元、16項目という形で審査支払に関するシステム刷新であるとか効率化だとか組織の在り方みたいな工程表が出ている。私はこれをある意味でマスタープランだというふうに理解している。

これに対して、今回は事務の集約という部分についての進捗報告というのをされているが、やっぱり3か月に1度必ず報告されるということであれば、平成29年に承認を受けたこの工程表に対して、どこまでどう進んでいるか、その中で今回はここを集中的にご報告するという説明であれば、立ち位置というのがよく分かるのだが、現在位置が非常に混乱して分かりづらくなるみたいな、私の理解力が乏しいのかもしれないが、表現がころころ変わっていくようなイメージに取ってしまうので、やっぱりマスタープランの中で今現在どこの位置にあるかというところを、遅れている部分、進んでいる部分、あるいは軌道修正しなきゃいけない部分というのは、これがまさしくPDCAだというふうに思う。是非このあたりを一番最初の原点のマスタープランを中心にご報告いただくとありがたいというふうに思う。

(事務局)

ご意見に感謝申し上げます

効率化・高度化計画2017年の策定ということで、ご指摘のとおり、マスタープランとしての性格を有したものであったというふうに受け止めている。

その後、法律改正が行われ、また、具体的に集約の事務、工程表なども整理をされつつ、本日ご説明したような点を主にこれまで支払基金改革が進んでいるものというふうに考えている。

また、加えて、先ほどご報告した厚生労働省の検討会においても、その効率化・高度化計画にあった項目についても、その他という項目であるが、どのように進めていくのかという一定の整理もされているということである。

ご指摘があったので、引き続き定例の報告においては、今、何が中心となって進んでいるのか、また、その他の項目といったものも必要に応じ、

追ってご説明をさせていただければと考えているので、よろしく願います。

(保険者代表監事)

表現の仕方として、切り口が変わるだけだということであれば、そういうことなのかもしれないが、どうしても一からもう一回読み直さなきゃいけないとか、効率化を目指しているのに非効率だなみたいなことがあるので、乱暴な言い方で恐縮ですが、ちょっと考慮いただければなというふうに思うので、よろしく願いしたいと思う。

一生懸命改革に向けて我々も含めて取り組んでいるということに対して、やっぱり正しい成果というものを、みんな、逆にモニタリングできればと思うので、よろしく願いしたいと思う。

(保険者代表理事)

この機会にということであるが、これからも適宜報告があるんだと思うが、この4月1日から、支部の幹事会が支部運営委員会という形に変わって、保険者、各支部、我々も47都道府県支部があり、支部長がこの支部の運営委員会には参加をさせていただいて、今の状況をお伺いしたりもしておることだが、その中で少し報告が聞こえてくるのは、支部運営委員会の中でいろいろとお尋ねをすることは、その支部運営委員会の位置づけがあんまりはっきりしなくなると、それはセンターに集約されていき、はっきりしていくということであるが、是非47支部、我々の協会けんぽのほうの保険者としてのレセプトの再審査等は47支部の中でやらせていただいているということであるので、その運営委員会の中での意見交換、あるいはというようなこともしっかり活かしながらセンターへの集約を図っていただきたい。

それから、特に我々の職員のほうは、毎月、各47都道府県の支払基金支部のほうからもおいでをいただいたりして協会の47支部の中でレセプト審査の疑問点であるとか、あるいは、コンピュータ化の事務についての意見とかも期待をしたりもしておるといような実態があるので、センターに集約された後でも審査委員会事務局、来年の10月以降も47県の中で機能をさせていく、そういう連絡調整の窓口としては機能させていただけるのだと思うので、是非そういう47都道府県同士の機能も活かしながら集約をし、差異の解消に努めていただきたい。

(事務局)

支部運営委員会については、1月、2月の理事会でお諮りをしたが、当面、令和4年10月の審査事務集約までの間の暫定的な位置づけとして設置をさ

せていただいたということである。

今後、具体的に審査事務集約に向けての諸準備、各支部で進めると、進むこととなると思う。また、これまで各支部において幹事会という形で運営をされてきた実態があるというふうに思う。

また、令和4年10月以降も審査事務は集約されるが、当然ながら、各都道府県単位には審査委員会事務局が設置をされ、その事務局は事務センターと密接に連携を取るということである。

この1年半の動きを見ながら、その支部運営委員会の在り方は継続的に検討を進めていくということであるし、また、協会支部と今これまでの基金支部の関係も各都道府県ごとの拠点が残るということは変わらないので、引き続き密接な連携はこちらのほうからもまたお願いしたいと考えておりますので、よろしく願います。

(理事長)

他に、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

それでは、続いて本来であれば、4番目の定例報告に入るところであるが、既に4時半を過ぎている。この後、ご予約のある理事の方もいらっしゃるかと承知しているので、定例報告については説明を省略させていただくので、配付させていただいている資料については、ご確認、ご高覧をお願いいたしたいというふうに思う。

全体を通じて、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段、ご質問、ご意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただく。

次回の理事会については、5月31日の月曜日の午後3時から開催させていただく。

令和3年4月26日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

診 療 担 当 者 代 表 理 事 遠 藤 秀 樹